

伝統への挑戦？——ドイツにおける争議権保障と国際法秩序との相克

Povedano Peramato, Alberto (2020) *Streikrecht und Arbeitsvölkerrecht: Zur Wirkungsweise völkervertragsrechtlicher Vorgaben auf die nationale Rechtsordnung am Beispiel zulässiger Streikziele*, Duncker & Humblot.

金沢大学人間社会研究域法学系准教授 **早津 裕貴**

1 議論の背景と論文の位置付け

ドイツにおいても、日本と同様、憲法レベルで争議権保障が語られているが、ドイツにおける伝統的な議論ないし理解の特徴は、団結権・団体交渉権・団体行動権それぞれの保障が憲法上直接的に明記されている日本とは異なり（日本国憲法28条）、憲法上は団結権保障のみが明記され（ドイツ基本法9条3項）、そこから導出された協約自治（Tarifautonomie）ないし協約締結権との密接な関連において、争議権保障が理解されてきた点にある¹⁾。

このような協約領域と離れた形での争議権行使を否定的に捉える基本的理解は、現在でも、なお判例および学説の中心を占めているとされており²⁾、このような制約の存在しない日本（ただし、公務員の問題は後述する）からみると、——実態として争議権がどの程度機能しているかの異同はさておき——窮屈な議論状況にも見えるかもしれない。

もっとも、このようなドイツにおける伝統的な議論に対しては、近時、国際法秩序との関係を中心として疑義が申し立てられている³⁾。本論文もそのような疑義を唱える論考の一つであり、最新の議論状況・判例も丹念にフォローしつつ、学位請求論文（Dissertation）として、当該問題に挑んだものである。

2 論文の概要

本論文の著者の問題意識は明確であり、協約締結を目的とする場合に限らず広く争議権保障を展開する国際法秩序の現状（特に欧州社会憲章6条4項や欧州人権条約11条1項が重視されている）に鑑みれば、争議目的を協約締結に関連した形で厳格かつ限定的に理解するドイツの伝統的議論はもはや維持できず、国内法の解釈枠組を媒介としながら、国際水準に適合し

た保障内容を実現すべき、とするところにある。

本論文では、まずドイツにおける国際法秩序と国内法秩序の関係に関する議論が整理され、特に人権にかかわる領域につき、国際法親和性の原則（Grundsatz der Völkerrechtsfreundlichkeit）の下、国際法秩序を国内法秩序の枠組みで斟酌する議論が進展していることが確認される（第一部）。そのうえで、ドイツにおける判例・通説、つまりは、争議行為につき協約締結目的との厳格な関連性を要求する支配的見解が確認されつつ（第二部）、国際法秩序（特にILO条約や欧州社会憲章、欧州人権条約、また権限を有する機関によって示されるそれらの解釈）の分析を通じ、近時の国際法秩序における争議権保障の展開・拡大の動向が整理され、国内法秩序との衝突状況が明らかにされる（第三部）。続いて、双方の乖離を、ドイツにおける国際法親和的解釈の要請（Gebot der völkerrechtsfreundlichen Auslegung）を通じて解消する可能性が模索され、ドイツ基本法9条3項1文は、「労働条件および経済条件」の「維持と改善」を掲げており、それによる保障内容は、協約自治のみにとどまらず、あらゆる団結に特殊な諸活動にも関連していると理解することも可能であることが示されたうえ（第四部）、争議権にとって重要であるのは、協約自治ではなく、対外的な団結活動の自由そのものであり、争議権に対して必要となる諸制約についても、協約自治との関連のみによって大雑把に捉えるのではなく、対立する基本権を実践的調和の確立（Herstellung praktischer Konkordanz）の下に調整していく必要性が説かれている（第五部）⁴⁾。

3 論文の意義と議論から感じ取られるもの

本論文の意義は、判例・学説の最新動向にも言及しながら、争議権保障の内容を（国際法秩序のそのまま

の輸入ではなく、国内法の適切な解釈として) 国際水準に合わせる必要を——「ドイツは時代遅れである」と言わんばかりに——明瞭に説くところにある。

ところで、本論文の議論において国際法秩序として重視されている諸規律は、ドイツにおける争議権保障の内容に具体的な影響を及ぼし得るものが中心となっており、本論文の著者においても、(日本とも直接的に関連し得る) ILO 条約ないし ILO の諸機関が示す解釈自体からは、ドイツにおける争議権保障に対して決定的な影響が及ぼされるものではないとの評価が下されている。もっとも、本論文の著者も言及するように、ドイツで争議権保障にかかる論争を巻き起こした欧州人権裁判所における判決は、ILO 条約ないし ILO の諸機関が示す解釈の意義・内容を多分に斟酌したうえ、国際水準としての団結権保障、そして争議権保障を導出していたこともまた看過できない⁵⁾。

このような労働基本権保障の国際水準への適合という問題設定と関係しては、日本においても、たとえば、公務部門における労働基本権制約の問題が想起される⁶⁾。

この点と関連しては、本論文の著者も、ドイツにおける判例動向を示す近時の司法判断として、連邦憲法裁判所 2018 年 6 月 12 日判決 (BVerfGE 148, 296) を挙げている。同判決は、日本でいうところの勤務条件法定主義の下、協約自治ないし協約締結権が否定され、かつ、全面的な争議権制約に服する官吏 (Beamte) の争議権制約の当否が争われたもので、連邦憲法裁判所による直接的判断が下されたのは、初のことであった。同判決においても、結論としては、「伝統的な」理解を維持する形で、官吏に対する争議権制約が合憲とされている。もっとも、従来、傍論的に示されていた、「協約締結権が無いから当然に争議権も無い」といったような短絡的な発想からは明確に決別されており、ドイツにおける、もう一つの公務労働従事者の類型で、官吏とは対照的に、全面的な協約自治・争議権保障を享受する公務被用者 (Arbeitnehmer im öffentlichen Dienst) の存在を念頭に、それに関連した活動可能性をもって、官吏の争議行為が当然に保障の埒外となるものではないとしたうえ、権利制約の正当化という次元で、代償措置等に関する詳細

な検討を行う判断枠組が採用されるに至っている。

この背景には、国際法秩序の動向を強く意識したことが窺われ、そうであるがゆえに、ドイツにおける争議権保障一般を広く論じる本論文の著者も、同判決を随所で引用したのであろう。特殊な法領域に関する伝統的議論における動向が、一般的な労働法領域に関する伝統的議論とも密接な関連をもって理解されている点は興味深い。

4 おわりに

もちろん、本論文の内容が、日本に対して直接的な示唆を導くものでないことは言うまでもない。しかし、日本からみると先進的に映ることも多いドイツ法体系について、なお国際水準への適合という観点から批判精神をもって伝統的議論に挑んだ本論文は、国内で展開する判例や支配的見解ないし法状況に対し、それを当然視することなく、国際労働基準への適合という観点も交えながら再検討を迫ることの重要性を改めて問う内容であったといえる。公務部門における労働基本権制約を典型に、いまだ国際労働基準に達しない領域が多く残されている日本においても、このような姿勢が改めて顧みられる必要がある。

- 1) 邦語文献として、たとえば、西谷敏「西ドイツ争議法論の展開——争議行為の『法現象化』(Verrechtlichung)を中心として」『日本労働協会雑誌』229号(1978年)21頁参照。
- 2) Vgl. z.B. Otto Rudolf Kissel, Arbeitskampfrecht, 2002, § 24 Rn. 1 ff., § 35 Rn. 35; Wolfgang Däubler (Hrsg.)/ders., Arbeitskampfrecht, 4. Aufl., 2018, § 9 Rn. 16.
- 3) Dazu vgl. auch z.B. Däubler/ders., a.a.O. (Anm. 2), § 13 Rn. 5.
- 4) 以上の要約にあたっては、本論文の著者が第六部で記した整理を尊重した。
- 5) たとえば, Demir and Baykara v. Turkey 事件 (欧州人権裁判所 2008 年 11 月 12 日大法廷判決 (App. 34503/97)), Enerji Yapi-Yol Sen v. Turkey 事件 (欧州人権裁判所 2009 年 4 月 21 日第三部小法廷判決 (App. 68959/01)) 参照。
- 6) 上記の欧州人権裁判所の判断や、下記のドイツ連邦憲法裁判所の判断、また、その背景等のほか、日独比較の観点も含め、早津裕貴「労働基本権の制限——名古屋中郵事件」『労働法律旬報』1955号(2020年)24頁以下も参照。

はやつ・ひろたか 金沢大学人間社会研究域法学系准教授。最近の論文に「会計年度任用職員と雇用の安定」『労働法律旬報』1985号(2021年)16頁。労働法専攻。